

○内閣府告示第七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年六月十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 陸前高田市
- 二 構造改革特別区域の名称 陸前高田市認定通訳ガイド特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 陸前高田市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地域限定特例通訳案内士育成等事業（一二二二九）

○内閣府告示第七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年六月十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 上山市
- 二 構造改革特別区域の名称 かみのやまワイン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 上山市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年六月十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都
- 二 構造改革特別区域の名称 東京都タクシードライバー観光案内特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地域限定特例通訳案内士育成等事業（一二二二九）

○内閣府告示第七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年六月十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 佐渡市
- 二 構造改革特別区域の名称 佐渡市地域限定特例通訳案内士養成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 佐渡市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地域限定特例通訳案内士育成等事業（一二二二九）

○内閣府告示第七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年六月十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 金沢市
- 二 構造改革特別区域の名称 金沢市特例通訳案内士特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 金沢市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地域限定特例通訳案内士育成等事業（一二二二九）

○内閣府告示第七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年六月十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県下伊那郡下條村
- 二 構造改革特別区域の名称 下條村果実酒特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県下伊那郡下條村の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第百八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年六月十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岡山県加賀郡吉備中央町
- 二 構造改革特別区域の名称 吉備中央でえれーうめえワイン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 岡山県加賀郡吉備中央町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））